

高圧及び特別高圧進相コンデンサ並びに附属機器－
第 3 部：放電コイル
解 説

訂 正 票

位 置	誤	正
	(正)	
1	d) に下記を新たに挿入し，細目箇条 [d)→e)] を繰り下げる。	
	d) 過去の PCB 問題にかんが（鑑）み，環境問題への一対応として，絶縁油の化学組成名又は商品名の表示を規定した。	
	e) 放電コイルが他の設備に組み込まれるなど，購入者が製造業者と協議する場合があることから，従来からの用語であるが，使用者に発注者又は購入者が含まれるように追加定義した。	
3	b) に下記を新たに挿入し，細目箇条 [b)→c)] を繰り下げる。	
	b) IEC 規格に表示項目として，絶縁油の化学組成名又は商品名の表示が新しく規定され，環境意識の高まりから，この規格でもすべての絶縁油を表示すべきという意見もあった。しかし，我が国では PCB 問題は一段落しており，環境，化学物質などに関する規制及び対応も進んでいるので，類似巻き線機器の例や実情を考慮して，規格に定める絶縁油は，表示を省略できることとした。	
	c) 機器メンテナンスのために規格番号を表示すべきとの意見があったが，新 JIS マーク表示制度が施行され，2008 年 10 月から，JIS 番号記載は JIS 適合（規格適合の自己宣言）と受け取られることになり，これまでの“準拠”とは異なる概念になった。IEC 規格でもそこまでの概念・規定はなく，市場の混乱を避けるため追加規定しないこととした。	
6	原案作成委員会の構成表	
	宇 波 潔 株式会社パナソニックエレクトロニックデバイスジャパン	宇 波 潔 パナソニックエレクトロニックデバイスジャパン株式会社

訂正票とは，規格本体以外（解説ほか）に対する正誤を表します。

平成 22 年 3 月 1 日作成